

望ましい地域社会としての「コミュニティ」 —「負の遺産」清算過程という側面から—

平 川 毅 彦

新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科

“The Community” as a Desirable Form of Local Social Organization
: From the Perspective of Cleaning Up the “Negative Legacies” of the Past

Takehiko Hirakawa

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

要旨

本研究では、1945年以降の地域社会の在り方を巡る代表的論考についての検討を通じ、日本社会特有の「コミュニティ」概念が導き出されたことを明らかにする。「望ましい地域社会」が、「戦争協力組織」「前近代の遺物」という「負の遺産」を継承する町内会と峻別される。現代社会における諸問題を解決するため、地域社会の積極的意義が提示される。コミュニティは、現代における「望ましい地域社会」である。しかし、普遍的価値意識を持つ住民が主体的に関わらない場合、コミュニティは個人の自由を奪う「望ましくない地域社会」へと変貌する。地域社会における「負の遺産」との絶えざる緊張関係の中でのみ、コミュニティの形成・維持は可能である。「誰にとって」「どのように」、そして「いかにして」という視点から、望ましい地域社会としての「コミュニティ」は、今日においてこそ徹底した検討・検証が必要とされている。

キーワード

コミュニティ、町内会、負の遺産

Abstract

By examining the leading studies on the ideal forms of local social organization published since 1945, the author demonstrates that a concept of “community” unique to Japanese society has been introduced. “Desirable forms of local social organization” are distinct from the chonaikai that continued the “negative legacies” of the wartime cooperatives and the outdated pre-modern organization. To solve various problems in contemporary society, a positive model of local social organization is presented. The community in modern Japanese society is “a desirable form of local social organization.” However, when residents with universal values and attitudes do not become actively engaged, a community can turn into an “undesirable form of local social organization” that deprives people of their personal freedom. Communities can be formed and maintained only within the context of a constant tension with the negative legacies left by older forms of the chonaikai. A thorough examination and study of “communities” as desirable forms of local organization must be conducted in today’s context by focusing on for whom, how, and in what way they should be organized.

Key words

community, chonaikai, negative legacies

I はじめに

「コミュニティ」、それは日本社会において単なる地域社会を意味しない。1969年に発表された国民生活審議会による答申書では以下のように規定される。「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも講成員相互に信頼感のある集団を、われわれはコミュニティと呼ぶことにしよう。この概念は近代市民社会において発生する各種機能集団のすべてが含まれるのではなく、そのうちで生活の場に立脚する集団に着目するものである」。さらに、「コミュニティは従来古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任性にもとづいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団である。それは生活の場において他の方法で満たすことのできない固有の役割を果たすものである¹⁾」。「コミュニティ」とは、具体的な個々の地域社会を指し示すのではなく、現代の都市社会状況における様々な課題解決に向けた「規範的な目標を含む政策概念²⁾」であり、地域社会の「望ましい姿」を描いたものである³⁾。

「コミュニティ」に言及する研究者は、意識的にせよ無意識的にせよMacIverらによるCommunity定義を基礎として⁴⁾いる。しかし、日本社会におけるコミュニティ概念は、これだけではない。「前近代的な遺物」であるだけでなく、「戦争協力組織」としての過去を持つ地域住民組織、つまり部落会・町内会が抱える歴史上の「負の遺産」、それを清算しようとする過程で導出されたもの、それがカタカナで記された「コミュニティ」である。

本研究では、地域の在り方を巡る、1945年以降に発表された代表的論考を中心とした検討を通じ、日本社会特有の「コミュニティ」概念が導き出されたことを明らかにする。「望ましい地域社会」が、それまでの町内会に代

表される地域住民組織と峻別される。他方、現代社会の諸問題解決に向けた地域社会についての新しい分析枠組みが作り上げられる。そして、この分析枠組み上で「コミュニティ」の意味内容が明らかにされた時、「負の遺産」は決して解消されていないことが判明する。

以下の作業は、現実の地域社会や住民組織の在り方についてのものではない。しかし、日常生活の場としての地域社会の現状を踏まえた行為が求められる際、言葉の意味内容を厳密にしておかなければならない。「新しい公共」や「協同」によって語られる地方自治の在り方を考えるうえに、また福祉実践上重要な概念である「福祉コミュニティ⁵⁾」の可能性を検討するために、「コミュニティ」についての「理論の底の浅さ⁶⁾」を指摘されるままでは、先に進むことなど出来ないのである。

II 「魂のオアシス」としての地域社会

1952年のサンフランシスコ講和条約締結後、戦争協力組織⁷⁾として解散命令が出されていた部落会・町内会がほぼ同じ形で「復活」、その存在を巡って議論が引き起こされた。町内会復活は「戦後民主化」に反しているのか否か。こうした議論に対し、翌53年に発表された高田保馬の論考では、壮大な高田社会学の体系が、主に大都市における地域社会に投影され、戦争協力組織という「負の遺産」の解消、さらには新概念創出のための手がかりが示された。キーワードは「魂のオアシス⁸⁾」である。

高田は、現代社会、とりわけ都市社会における社会的結合のありかたを、Durkheimの論⁹⁾に従って分業による利益社会の進展と見なす。「利益社会化の極において、個人は自己を情意的に託すべき集団または結合を失」い、「分業による相互依存の集中点たる大都市において個人は单身投げ出され」とする。「塵芥」としての個人の無力感を満たすため、「民族、

国家、人類というがごときはその距離あまりに大きく、いわば取りつくしまもない」。他方、個々人にとって身近な存在であり、かつ利害を越えたところに基礎を持つ社会的結合に目をむけると、そこには血縁か地縁によるものがある。しかし、戦後改革による家制度の解体により、「家族」という結合形態はその力を失おうとしている。「社会通念的にまた感情的にたよりになる家というものはなくなり、ひいてそれに連る血縁の親しみも相互扶助の気徳が失われつつある……これに代つて〔原文のまま〕何ものかが強化せられるということ¹⁰⁾は必然の希望」となる。社会的疎外状況にある個人のよりどころ、つまり「魂のオアシス」として、残された地縁的結合への期待が寄せられる。

ところが、日本社会における代表的な地縁的結合組織である部落会・町内会、及びそれらの下部組織である隣組は、「戦争協力組織」という過去を持つだけでなく、「時代遅れ」とされている。こうした「負の遺産」を解消することなくして、地縁的結合に基づく組織の積極的評価は不可能である。これらの課題を解決するため、高田は以下のような指摘をおこなう。¹²⁾

(1) 地縁組織は自然発生的

(2) 戦争協力組織であったのは「強権政治を迅速に容易に運営するための補助装置」として利用されたため

(3) 分業が進展する社会にあって、社会的疎外状況にある多様な個々人が結合する機会として、地域的同質性こそが活用されなければならない

(4) 地方自治行政をすすめるうえでも、多様な住民をまとめあげるためには地域別以外の組織はありえない

こうして、日本社会における「隣組」に代表される地縁組織の負の遺産が論理上解消されたばかりでなく、現代都市社会における疎

外克服へ向けた積極的な意味合いが付与された。高田は以下のように議論をまとめる。

近所班が十分に育成して対面の情意的結合と地域の風物歴史と相融合するならば、人々はその間に弱いけれども一般的オアシスを求め得ぬであろうか。大都市人は郷土を持たぬ。郷土とは離村の人がもつ追憶の自然とは限らぬ。すでに生活する地域やその風物、歴史との情意のつながる場所をさす。この意味における郷土を大都市に与えることは、人類を救い得る一つの方向である。社会進化の大勢が大都市の異常なる拡張を来たしつつある。これは一面悲しむべきことでもあるがおさえ切れることでもない。かくて全国土が大都市化し、地方はその郊外と化すであろう〔中略〕隣組の平時的利用が近所の接触を自然に加えさせるならば、デュルケムが職業集団に求めるものが案外¹³⁾に手近にあるのではないか。

高田の論考はデータによる検証に基づいたものではない。しかし、利益社会の進展を是認しながら、そこから生じる諸問題の解決策として、地縁的結合を基礎とする「魂のオアシス」形成を目指すという発想は、次に検討する「新しいタイプの町内会」を経て、望ましい地域社会としての「コミュニティ」概念形成へと至る一連の研究者たちにとっての貴重な“道しるべ”となった。

Ⅲ 「新しいタイプの町内会」発見

部落会・町内会に代表される地縁的組織の負の遺産を解消し、同時に現代社会における課題克服のために重要な役割を提示したのが先の高田による論考であり、「魂のオアシス」が必要であるとされた。それから10余年後、町内会という「構造」がそれまで前提とされていたような「機能」を必ずしも規定するわ

けではない、とする研究が発表された。中村八朗は、町内会が旧中間層を中心とした「保守層」をリーダーとし、地方行政の下請けとしての側面があることを事実として認める一方で、住民運動の核となり、地域社会の要求実現の中心ともなりうることを、具体的な調査データに基づいて指摘する。

1965年に発表された「都市町会論の再検討」において、中村はそれまでの諸研究を踏まえ、「町内会の性格または属性の内容」を以下のように整理する。¹⁴⁾

- 1 加入単位は個人ではなく世帯であること
- 2 加入は一定地区居住に伴い、半強制的であること
- 3 機能的に未分化であること
- 4 地方行政における末端事務の補完作用をなしている
- 5 旧中間層の支配する保守的伝統の温存基盤となっていること

「町内会の性格についてのこれらの指摘の背後には、その性格がわが国の都市化、近代化、民主化に逆行するものとする問題意識が潜んでいる¹⁵⁾」という認識に基づき、中村は東京都近郊都市における検証を行う。その結果、「前記の5点に照らすと、特に4、5の点で指摘の妥当しない町内会が多く現れていることを知った。それとともに、従来下されていた町内会の性格規定には、意識的、無意識的にいくつかの前提が置かれていたのではないか、それらの前提はこのような町内会の出現とともに再考慮される必要が生じたのではないか¹⁶⁾」という仮説が提示される。

「加入様式、機能または活動内容、行政協力の様式、地方選挙との関係、および役員層¹⁷⁾」という側面から調査を行い、上記5点についての検証を行った中村は、以下のような結論を導き出す。

以上のようにこれらの町内会では、まず加入単位が世帯であり、3団地を除けば全戸加入制、つまり半強制的といわれるものになっている。ただし3団地といえども会員は団地居住者に限られ、一步団地外に居を移せば自動的に自治会を脱会することになっており、したがって地域拘束性を伴う点では共通である。活動の内では行政機関への要求が重点的であるとはいえ、列挙した項目に見られる通り、親睦を主とする表出的 (expressive) 活動から手段としてのあるいは適応のための器具的 (instrumental) 活動に及ぶ多岐な内容を含む。つまり従来の指摘の1～3についてはこれら町内会も何ら相違する点はないのであって、先に「自治会」「町内会」の名称いかに拘らず総称として町内会と呼ぶと述べて、両者の区別を認めなかったのは以上の理由による。しかし採り上げた町内会は、行政との関連においては程度の差はあれ非協力的であり、逆に行政機関に対する要求や交渉に力が入られている。役員層に旧中間層を含むのは井之頭町会のみであり、また政治との関連においては強い自主性を持って選挙利用を厳しく排除するか、もし選挙に関係するとすれば革新系につながっている。¹⁸⁾

1から5の前提に立つ従来の町内会に対して、「行政の末端事務」「保守的伝統の温存基盤」という要素を満たさない、「新しいタイプの町内会」が「発見」されたのである。こうした視点に立つなら、それまでの町内会を巡る議論では、「町内会構成員の意識や態度が無視されて、町内会そのものまたは町内会という集団形式を独立変数とおき、それに対する従属変数が体制維持という結果である」と見做されていたのではないだろうか。このような関係づけによれば、町内会の存在する所では至る所で体制維持の動きがみられ、記述のような町内会が出現する余地がなかったわけで

ある。したがってここでは、独立変数として町内会構成員の意識や態度を取るべきであり、この意識や態度のいかんによって町内会は体制維持的にも反体制的にもなり、さらに政治とは無縁のもの（irrelevant）にもなりうるものと考えられねばならない¹⁹⁾のである。

「新しいタイプの町内会」の発見により、従来の町内会研究は新局面を迎える。町内会という社会構造が、それまで前提とされていた機能を規定するとは限らないことが明らかにされたからである。さらに、町内会を構成する住民の「意識や態度」によって、その機能は大きく異なってくる可能性が示された。高田による「魂のオアシス」（1953年）、中村の「新しいタイプの町内会」（1965年）、その延長線上に国民生活審議会による「コミュニティ」（1969年）がある。そして、1971年に発表された奥田道大による論考は、当該住民の意識・態度如何によって地域社会の性格が異なるとする発想を踏まえた、地域社会の分析枠組みの提示であり、「コミュニティ」概念の一つの完成型である。しかし、そこから導き出された課題は、地域社会に埋め込まれた「負の遺産」解消が、決して容易なものではないことを指し示していた。

IV 地域社会の分析枠組みと「コミュニティモデル」

「コミュニティ」を検討する際に避けて通ることができないもの、それが奥田道大による地域社会の分析枠組みから導き出された「コミュニティモデル」である。奥田は、以下のような前提から論を起す。地域社会をコミュニティと置き換えた場合、都市社会学の研究領域で2つの理論的前提が存在する。つまり、(1)「コミュニティは、都市化現象の全体社会的規模の拡大と深化の過程にあって、その存在意義の強調されるターム」であり、「都市化過程にあって積極的・肯定的意味

あいをもつ地域社会」、(2)「特定の地理的範囲とか生活環境施設の体系というフィジカルな領域にとどまらず、地域住民の価値にふれあう意識や行動の体系を意味するもの〔傍点は原文のまま²⁰⁾〕」である。前者は高田による「魂のオアシス」、後者が中村の「新しいタイプの町内会」を想定するなら、その内容は自明である。ただし、奥田の議論はここにとどまらない。地域社会の「負の遺産」が意図的に位置づけられており、その清算のためには「住民の主体化」が重要な位置を占める。

コミュニティは、体制サイドが先行的に装置した条件のなかで、住民がどう自己回復しうるかというメカニズムに、ポイントがあるのではない。体制という構造的緊張関係の実践過程にあって、住民自身に内在化され、相互に共有される価値として認識されるものである。手短かにいえば、住民サイドにおいて提起されるコミュニティは、住民の主体化が、主要な与件となる。いわば、住民自身に主体化された価値の創出が、コミュニティの主体化につながることになる。主体化は、体制とのかかわりにおいて対極化され、客体化とは一方の極をなす〔傍点は原文のまま²¹⁾〕。

以上のような前提のもとに、地域社会を構成する住民の「行動体系」（主体化—客体化）と「価値意識」（普遍化—特殊化）という二つの軸を交差させ図式化されたモデルが、「地域社会の分析枠組み」である（図1）²²⁾。「望ましい地域社会」としての「コミュニティ」の意味内容が、それ以外の三類型（「地域共同体」「伝統的アノミー」「個我」）との比較において明らかにされる（表1）²³⁾。

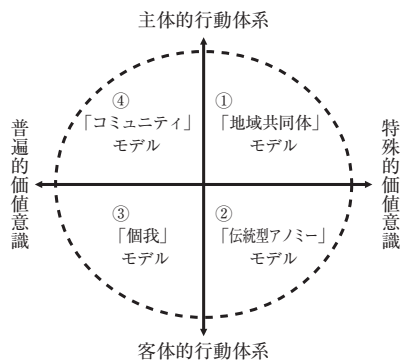


図1 地域社会の分析枠組み (奥田,1971:139)

表1 地域モデルの分析視点 (奥田,1971:142)

	①「地域共同体」モデル	②「伝統型アノミー」モデル	③「個我」モデル	④「コミュニティ」モデル
i) 分析枠組み	特殊化—主体化	特殊化—客体化	普遍化—客体化	普遍化—主体化
ii) 都市化の論理との対応	後退的	逸脱的	適応的	先行的
iii) 住民類型	伝統型住民層	無関心型住民層	権利要求型住民層	自治型住民層
iv) 住民意識	地元共同意識	放任、諦観的意識	“市民”型権利意識	住民主体者意識
v) 住民組織	「旧部落・町内会」型組織	行政系列型(行政伝達型)組織	行政圧力団体型(要求伝達型)組織	住民自治型組織
vi) 地域リーダー	名望有力型リーダー	役職有力者型リーダー	組織活動家型リーダー	有限責任型リーダー

それぞれの地域類型と町内会との関係については、住民の意識・態度が組織の在り方を規定する、という前提から引き出される。「地域共同体」モデルにおける町内会組織は、「政治・行政過程の末端装置的役割をはたすとともに、住民の相互関係(親睦、祭礼、労力奉仕、相互扶助等)の組織的紐帯をなす」。「伝統型アノミー」モデルでの町内会組織は「包括的地縁団体としてよりも、行政ルートの分化(特殊専門化)に対応した多次的団体へと衣替えする」。「個我」モデルでは、「住民自体の生活要求を実現する組織的ルートとして選択され、活かされる。生活要求のより多くの部分は、行政サイドにふりむけられるところから [中略]、行政サイドにおいて、『自治会・町内会』組織は、行政補助組織としてよりも、行政への圧力団体としてうけとめられる」。これに対して、「コミュニティ」モデルにおいては、「住民主体の生活基盤を創出する過程で、住民相互の連帯関係はふかめら

れ、行政過程との自主的対応がはかられる。

[中略] 地域住民組織は、さきの行政過程との自主的対応とならんで、生活の多元化と高次化にみあった、親睦・レクリエーション活動、教育・文化活動という、小集団単位のexpressiveな機能状況を示す²⁴⁾。ここで想定される「住民自治型組織」は、もはや従来の町内会といった枠組みではとらえきれない。

ともかく、こうした地域社会の分析枠組みから引き出された地域類型の検証が、八王子市住民を対象とした約1000ケースの調査票データに基づいてなされた。分析作業を通じ、「地域住民にとって、コミュニティは、望ましいもの、期待されるものとして、プラス・イメージ²⁵⁾」のあることは明らかにされた。しかし、(1)「コミュニティ」のイメージについては「地域共同体」と類似的なパターンを示すこと、(2)「地域共同体」と対照的なものが「個我」モデルであること、(3)「コミュニティ」形成は「個我」モデルを前提条

件とすること、そして（４）地域社会という発想が「『個の論理』を減殺する『地域共同体』的系においてうけとめられていた、という課題が明らかにされた。「地域共同体」→「伝統型アノミー」→「個我」→「コミュニティ」と単純にすまなればばかりか、「個我」を基点として「地域共同体」へと先祖返りすることも充分ありうる。そして、こうした事態を防ぐためには常に普遍的な価値意識を住民が持ち、また自身が主体となることが必要とされるのである（図2）。

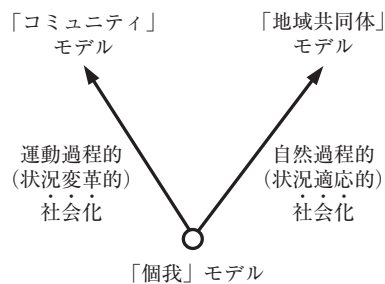


図2 分岐の基軸（奥田,1971:174）

コミュニティのモデル化の基軸である、住民の主体化と普遍化は、所与の条件として“上から与えられるもの”でも、また、自然過程的（時間経過的）に醸成されるものでもない。たんなる所与の条件であるとすれば、それは、“だれにとっても望ましい”タテマエ規範へのイメージ志向の域を出るものではない。たえざる実践過程（行動への論理的対応）を通じて、住民の生活構造に内的に意味づけられた、価値として認識されるものである。新しい価値創出にかかわるコミュニティは、「運動モデル」として把握することが可能である。

望ましい地域社会類型としての「コミュニティ」の姿が、理論上の枠組みにおいて登場し、その検証がなされたまさにその時、「負の遺産」が再浮上した。解体に瀕した伝統的な地域社会は、普遍的価値意識を持つ「市民」を生み出し、こうした市民が主体的に行動す

るようになることで、「コミュニティ」が形成される。行政とも「協同」して自らのまちの問題に取り組み、しかも異質な人々を排除せず、「同じ市民」として迎え入れる。しかし、地域社会に関わる住民の不断の努力（運動）が無い限り、地域社会の歴史に埋め込まれた「負の遺産」は、これまで以上に増殖しかねない。こうした危険性を常に自覚しながら、「コミュニティ」の在り方は議論されなければならないのである。

V まとめ

以上、日本社会における規範的政策概念としての「コミュニティ」という発想の形成プロセスを、地域社会における「負の遺産」清算という側面から概観してきた。特定の地域に居住することをきっかけとして、地域内全世帯を対象とし、包括的な機能をはたす町内会・自治会から、現代社会における問題解決の主役である「コミュニティ」へと移行するためには、以下のようなステップが必要であった。

（１）戦争協力組織としての役割を負わされたのは当時の体制の問題であって、「自然発生的」な町内会自身がそうした要素を持っているわけではない。他方、社会的分業に伴い、アソシエーションな組織が、社会において中心的な役割を演じるという趨勢は否定できない。しかし、特定の目的と限定されたメンバーシップを特徴とするアソシエーションに対して、包括的な機能を果たし、一定地域への居住という「地縁」をきっかけとする町内会のような組織は、現代社会における「魂のオアシス」として、個々人の疎外克服にむけて貴重な組織になりうるものであり、さらに地方自治をすすめるうえでの基礎単位としても重要である。

（２）「新しいタイプの町内会」の出現に

よって、町内会という構造が、それまで前提とされてきた役割をすべて規定するわけではないことが確認された。旧中間層以外をリーダーとし住民運動の担い手となる町内会が、「発見」されたからである。そこに居住する住民の意識や態度こそ、町内会の機能を規定する重要な要因として考えられなければならない。

(3) 住民の意識や態度を軸として作り上げられたのが「地域社会の分析枠組み」であり、「地域共同体」「伝統的アノミー」「自我」という三類型と比較されるものとして、「コミュニティ」が登場した。ここでのコミュニティは、現代における「望ましい地域社会」の類型であり、普遍的価値意識をもつ住民が主体となって作り上げなければならない。「住民自治型組織」は、これまでの「町内会」とまったく異なったものになりうる。しかし、住民主体による「運動」としての側面を欠く場合、「コミュニティ」は望ましくない地域社会、つまり「地域共同体」へと容易に先祖返りする。伝統的な意味での「町内会」が復活する。²⁸⁾個人は集団の圧力の前に屈する。しかも、日常生活のあらゆる場面においてである。「負の遺産」との絶えざる緊張関係の中でのみ、「コミュニティ」の形成・維持は可能である。

以上が、日本社会における、4半世紀という時間の流れの中で作り上げられてきた「コミュニティ」という概念形成のプロセスである。時代的制約の下にあることは否定できない。また、「住民の意識と態度」のみで地域社会の在り方が規定される発想には、入念な検討が必要である。しかし、「コミュニティ」という概念を用いて、日常生活の場としての地域社会で発生する諸問題に立ち向かうためには、これまでの概念形成プロセスと意味内容を充分踏まえておかなければならない。

2005年に発表された、国民生活審議会答申

書『コミュニティの再興と市民活動の展開』では、以下のような「展開」が示されている。「コミュニティとは、自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人とのつながりの総体」を指し示し、「同じ生活圏域に居住する住民の間でつくられるエリア型コミュニティが停滞する一方で、特定のテーマの下に有志が集まって形成されるテーマ型コミュニティが登場している」²⁹⁾。しかし、ここでの「テーマ型コミュニティ」は中田が指摘するように、CommunityではなくAssociationである。³⁰⁾今日、「コミュニティ」概念はさらに混乱し、科学的検証すら許さないまでに拡散していると考えざるを得ない。しかし、地縁に基づき、自立した個人から形成される開放的な地域社会、つまり「コミュニティ」は過去の遺物などではない。

公的教育サービスにおける通学範囲は、一定の地域的範囲を単位とする。質的なニーズが重視される今日における福祉サービスは、「直接会って顔が見える範囲」に圏域が限定される。そして、自然災害は、一定の地域空間に居住する住民に被害を及ぼす。「教育」「福祉」「災害」という住民生活の基本的な局面を考える時、「誰にとって」「どのように」、そして「いかにして」という議論が必要である。「魂のオアシス」「新しいタイプの町内会」を経て形成されてきた、望ましい地域社会としての「コミュニティ」という概念は、いまこそ徹底した検討・検証が必要とされているのである。

[注・引用文献]

- 1) 国民生活審議会調査部会. 1969:2.
- 2) 中田. 1999:2.
- 3) 社会福祉という文脈でなされた答申書(中央社会福祉審議会.1971)も、「コミュニティ」の

- 意味づけは同様である。
- 4) 「人々が特定の関心を分有するのではなく、共同生活の基本的な諸条件を分有して共同生活をしている場合、集団の大小にかかわらず、その集団をわれわれはコミュニティと呼ぶ。人間の生活の一切を包括するところにコミュニティの特色がある。人々は会社組織や教会内で全生活を送ることはできないが、部族や都市でならそれが可能である。したがってコミュニティの主要な基準は、人々の社会関係のすべてがそのうちにみいだされることである…コミュニティは、ある程度の社会的結合 (social coherence) をもつ社会生活の一定の範囲である。コミュニティの基礎は、地域性 (locality) と地域共同感情 (community sentiment) である」 (Maclver & Page.1949:8-9)
- 5) 岡村 (1974) によって提示された「福祉コミュニティ」は、こうした「コミュニティ」という発想への批判的検討から導き出されたものである。
- 6) 「都市問題」(2006:97(3))における大森の発言(41)。
- 7) 詳細については平川 (2011) を参照。
- 8) 高田. 1953:8.
- 9) Durkheim. 1893.
- 10) 地縁ではなく、「近代家族」形成によってこうした問題解決に取り組むという議論も可能であろう。
- 11) 高田. 同:3.
- 12) 同:6-9.
- 13) 同:10.
- 14) 中村. 1965:69.
- 15) 同.
- 16) 同:70.
- 17) 同:71.
- 18) 同:74-75.
- 19) 同:80.
- 20) 奥田. 1971:35.
- 21) 同:136-137.
- 22) 同:139.
- 23) 同:42. なお、明らかな誤植は奥田 (1983:32) に基づき修正した。
- 24) 同:139-142.
- 25) 同:173.
- 26) 同:174.
- 27) 同:175.
- 28) 近年でも以下のような指摘がある。「コミュニティ施策以降、町内会の取りまとめ機能があらためて着目され、その囲い込みをすすめる動きが顕著である。たとえば防災に関しては、風水害から地震にシフトした自主防災組織の結成がすすめられたが、実態は『町内会』と重なり、その防災部門として収斂されるのが一般的である。災害は地形や地物など地域特性に大きく影響され、安全の単位と町内会の単位とが一致するとは限らない。にもかかわらず、実質的に町内会と重ねて結成を促進させるところに『組織化』の特徴がある」(岡田. 2005:1073)。
- 29) 国民生活審議会. 2005:3.
- 30) 中田. 2002:8.

[文献一覧]

- 天川晃・大森彌他. 座談会 高木鉦作先生の人と業績—町内会研究と都区制度改革にかけた情熱—. 都市問題. 2006:97(3):34-56.
- 中央社会福祉審議会. コミュニティ形成と社会福祉 (答申). 1971 (日本現代教育基本文献叢書 社会・生涯教育文献集Ⅱ. 東京:日本図書センター;2000. 所収).
- Durkheim, E. *De la division du travail social*. Paris : Librairie Felix Alcan.1893 (井伊玄太郎訳社会分業論 (上・下). 東京:講談社;1989).
- 平川毅彦. 「部落会町内会等整備要領」(1940年9月11日、内務省訓令第17号) を読む—地域社会の「負の遺産」を理解するために—. 新潟青陵学会誌. 2011;3(2):11-15.
- 国民生活審議会調査部会編. コミュニティー生活の場における人間性の回復—(答申). 東京:大

- 蔵省印刷局:1969.
- 国民生活審議会総合企画部会編. コミュニティの再興と市民活動の展開(答申). 2005(内閣府HP. <<http://www.cao.go.jp/>>. 2011年11月1日参照).
- MacIver,R.M. & Page,C.H. Society;An Introductory Analysis. London:Macmillan and Company Limited.1950. (若林敬子・竹内清による部分訳. コミュニティと地域社会感情. 現代のエスプリ.1973:68:22-30).
- 中村八朗. 都市町会論の再検討. 都市問題. 1965:56(5):69-81.
- 中田實. 背反か連携か—町内会とコミュニティ—. コミュニティ政策研究. 1999:1:1-2.
- 中田實. コミュニティ政策再考. 愛知学泉大学コミュニティ政策学部紀要. 2002:5:1-15.
- 岡田彰. 自治体行政史—資料をして語らしめる—. 高木鉦作. 町内会廃止と「新生活協同体の結成」. 東京. 東京大学出版会. 2005:1063-1075.
- 岡村重夫. 地域福祉論. 東京:光生館.1974.
- 奥田道大. コミュニティ形成の論理と住民意識. 磯村英一他編. 都市形成の論理と住民. 東京:東京大学出版会. 1971:135-177.
- 奥田道大. 都市コミュニティの理論. 東京. 東京大学出版会. 1983.
- 高田保馬. 市民組織に関する私見. 都市問題. 1953:44(10):1-12.